

桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱

令和5年3月31日告示第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する物品購入等の契約の適正な履行等を確保するため、入札参加資格者が契約に違反した行為、贈賄（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄をいう。以下同じ。）その他の不正行為を起した場合等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品購入等 物品の購入、建物の小規模修繕、製造の請負その他（桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱（平成23年1月桜井市告示第2号）第2条第1号に規定する建設工事等を除く。）をいう。
- (2) 入札参加資格者 桜井市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成27年3月桜井市告示第71号）第4条の規定により、入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- (3) 市発注契約 市が発注する物品購入等に係る契約をいう。
- (4) 役員等
 - ア 法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者（別表に規定する措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。
 - イ 個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のもの（措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。
- (6) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。
- (7) 入札参加停止 入札参加資格者が、措置要件のいずれかに該当する場合に、当該措置要件に係る入札参加停止の期間、市が発注する物品購入等の入札に参加させない措置をいう。
- (8) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (9) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (10) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

(入札参加停止)

第3条 市長は、入札参加資格者等が措置要件のいずれかに該当するときは、当該措置要件に係る入札参加停止の期間の入札参加停止を当該入札参加資格者について行うものとする。

- 2 前項の規定による入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の措置の決定の日からとする。
- 3 契約担当者（市長及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）は、第1項の規定による決定があった場合は、物品購入等の契約を締結するために行

う競争入札に参加させてはならない。

- 4 契約担当者は、第1項の規定による決定があった場合において、当該決定に係る入札参加資格者が現に入札に参加しているとき、又は当該決定に係る入札参加資格者が現に指名を受けているときは、入札未執行のものに限り、当該入札参加又は当該指名を取り消すものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間中に、再度、措置要件に該当した場合においては、再度の入札参加停止の始期は、当初の入札参加停止の期間満了の日の翌日とする。
- 6 入札参加停止の期間（連続する入札参加停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間）は、36月を超えることができない。ただし、別表第13項第8号及び第14項並びに第15項に係る入札参加停止については、この限りでない。

（入札参加停止の期間の特例等）

第4条 入札参加資格者等が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、これらの措置要件に係る入札参加停止の期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件に係る入札参加停止の期間に2を乗じた期間とすることができる。
 - (1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず（事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。）、当該事案について、別表第10項、第11項又は第12項の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 別表第10項、第11項又は第12項の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る確定判決、排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
 - (3) 別表第10項、第11項の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3第1項（同法第7条の9第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、入札参加資格者等が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、入札参加停止を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて入札参加停止を行うものとする。この場合における入札参加停止の期間は、該当する各入札参加停止の期間を合算したものとする。
- 4 市長は、入札参加資格者等が次の各号のいずれかに該当する場合については、入札参加停止の期間を当該各号に定める期間とすることができる。
 - (1) 別表第10項又は第11項の措置要件に該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表された場合 当該制度の適用がなかったと想定した場合の措置要件に係る入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間
 - (2) 別表第12項に該当した場合であっても、市に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 措置要件に係る入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間
- 5 市長は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者等について情状酌量すべき特別の事由が明らかであるときは、措置要件に係る入札参加停止の期間及び第1項から第3項までの規定により定めた入札参加停止の期間に2分の1を乗じた期間を入札参加停止の期間と

することができる。

- 6 市長は、入札参加資格者等について極めて悪質な事由等があると認められるときは、措置要件に係る入札参加停止の期間に2を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。
- 7 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、措置要件に係る入札参加停止の期間及び前各項に定めるところにより入札参加停止の期間を変更することができる。
- 8 第4項、第5項及び前項の規定による期間の計算については、1月に満たない期間は1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。
- 9 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が当該入札参加停止の原因となった事案について、責めを負わないことが明らかになったと認められるとき（当該入札参加停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者等に係るものである場合にあっては、当該入札参加資格者等のいずれもが責めを負わないことが明らかになった場合に限る。）は、入札参加停止を解除するものとする。この場合において、入札参加資格者等が責めを負わないことが明らかになったと認めるときとは、不起訴になった場合又は無罪が確定した場合等をいう。

（入札参加停止の承継）

第5条 入札参加停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置を引き継ぐものとする。

- 2 市長は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して入札参加停止を行うものとする。

（通知）

第6条 市長は、入札参加停止を決定したときは、当該入札参加資格者及び関係各課に対しその旨通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、取引相手が特定され、かつ、他の者に替えがたい場合等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（入札参加停止に至らない事由に対する措置）

第8条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、入札参加資格者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（入札参加停止情報の公表）

第9条 市長は、入札参加停止（別表第14項に係るものを除く。次項において同じ。）に関する情報（以下「入札参加停止情報」という。）を公表するものとする。

- 2 入札参加停止情報の公表方法は、入札参加資格に関する事務を所掌する課での閲覧及び、市ホームページへの掲載とする。
- 3 入札参加停止情報の公表期間は、公表を行った日から入札参加停止の期間が満了した日の属する月の末日まで行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、入札参加停止等の措置の事務に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱別表の規定は、施行の日以後に措置要件に該当する事由が生じた案件について適用し、同日前に措置要件に該当する事由が生じた案件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

別表 (第3条関係)

措置要件	期間
(選定審査会による入札参加停止) 1 入札参加資格者を、桜井市建設工事等請負業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の議を経て、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱（平成23年1月告示第2号）第3条第1項の規定による入札参加停止の措置を講ずるとき。	選定審査会の決定する期間
(虚偽記載) 2 競争入札参加資格審査申請若しくは市が発注する物品購入等の入札等に係る次の書類に虚偽の記載をし、又はこれを幫助したとして、市発注契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (1)物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請書兼小規模修繕（建物）業者登録資格審査申請書及びその添付書類 (2)競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類 (3)随意契約等、入札を伴わない契約における一切の提出書類 (4)その他入札・契約に関する確認資料	6月（幫助は3月）
(粗雑な履行) 3 市発注契約の履行に当たり、粗雑品の納入、仕様書等に定められた品質又は数量に関する不正行為など粗雑な履行が認められたとき。ただし、瑕疵が軽微であるときを除く。 (1)故意による場合 (2)過失による場合	12月 6月
(契約違反行為等) 4 物品購入等の契約の履行に関し契約条件等に違反し、市発注契約の相手方として不適當であると認められるとき。	

<p>(1)契約の解除があったとき。</p> <p>(2)履行遅延があったとき。</p> <p>ア 2月以上</p> <p>イ 1月以上2月未満</p> <p>ウ 1月未満</p> <p>(3)監督又は検査の実施に当たり、桜井市の職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>(4)正当な理由なく桜井市の職員の指示に従わないとき。</p> <p>(5)前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
<p>(安全管理の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切（発注者が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を入札参加資格者が適切に措置していない場合又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての入札参加者の責任が明白となった場合をいう。第7項において同じ。）であったため、公衆（市発注契約の相手方の関係者以外の不特定多数の一般人をいう。次項において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（医師により30日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く。（次項から第8項までにおいて同じ。）。</p> <p>ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合</p> <p>イ 事故の原因が第三者の行為であると認められる場合</p> <p>(1)死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2)負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3)火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p>
<p>6 物品購入等の契約で市発注契約以外のもの（以下「一般契約」という。以下同じ。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切（入札参加者等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違</p>	

<p>反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。第8項において同じ。)であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者(医師により60日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項、次項及び第8項において同じ。)を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1)死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ア 県内における一般契約の履行の場合</p> <p>イ 県外における一般契約の履行の場合</p> <p>(2)重傷者を生じさせたとき。</p> <p>ア 県内における一般契約の履行の場合</p> <p>イ 県外における一般契約の履行の場合</p> <p>(3)火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。</p> <p>ア 県内における一般契約の履行の場合</p> <p>イ 県外の一般契約の履行の場合</p>	<p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>2月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者の事故)</p> <p>7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約の相手方の関係者(以下「関係者」という。)に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1)死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2)重傷者を生じさせたとき。</p>	<p>2月</p> <p>1月</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1月</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 入札参加資格者等が次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起され、市発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1)桜井市の職員</p> <p>(2)奈良県内の公共機関(贈賄が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社等)をいう。以下同じ。)の職員(前号を</p>	<p>24月</p>

<p>除く。)</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者</p> <p>イ 奈良県外に本店を置く入札参加資格者</p> <p>(3)奈良県外の公共機関の職員</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者</p> <p>イ 奈良県外に本店を置く入札参加資格者</p>	<p>24月</p> <p>18月</p> <p>24月</p> <p>12月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>10 入札参加資格者等が次に掲げる区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し排除措置命令、課徴金納付命令がなされ、市発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1)奈良県内</p> <p>(2)近畿府県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県をいう。以下同じ。)内</p> <p>(3)近畿府県外</p>	<p>18月</p> <p>9月</p> <p>6月</p>
<p>11 入札参加資格者等が次に掲げる区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は公正取引委員会の告発を受け、市発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1)奈良県内</p> <p>(2)近畿府県内</p> <p>(3)近畿府県外</p>	<p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
<p>(談合等)</p> <p>12 入札参加資格者等が次に掲げる区域内において、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害又は談合)若しくは入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)違反の被疑事実により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は市が当該被疑事実を確認し、市発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1)奈良県内</p> <p>(2)近畿府県内</p>	<p>24月</p> <p>9月</p>

(3)近畿府県外	6月
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>13 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者等が次のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1)入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる契約の履行に関して暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。</p> <p>ア 市発注契約又は県内の一般契約の履行の場合</p> <p>イ 県外の一般契約の履行の場合</p> <p>(2)使用人が次に掲げる契約の履行に関し暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。</p> <p>ア 市発注契約又は県内の一般契約の履行の場合</p> <p>イ 県外の一般契約の履行の場合</p> <p>(3)入札参加資格者等が、業務に関し脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。</p> <p>(4)入札参加資格者等が業務に関し、安全管理の措置の不適切により生じた事故について法令に違反し、市発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>なお、業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。</p> <p>(5)前4号に掲げる場合のほか、入札参加資格者等が、業務に関し、業務関連法令（警備業法（昭和47年法律第117号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等をいう。）、労働関連法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法、労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）等をいう。）、又は刑法その他の刑罰法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。</p>	<p>12月</p> <p>9月</p> <p>9月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>1月</p>

ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等	3月
イ 奈良県外に本店を置く入札参加資格者等	2月
(6)入札参加資格者等が、市が発注する物品購入等の入札に際し、入札心得に違反したとき。	2月
(7)入札参加資格者等が、市が発注する物品購入等の入札に関し、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない。）。	6月
(8)入札参加資格者が、市が発注する物品購入等の入札に関し、正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契約、プロポーザル方式を含む。）において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。	3月
(9)入札参加資格者が、違約金等市発注契約に係る債務を滞納しているとき。	納付が確認されるまで
(10)前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が次のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア 法定刑に死刑又は無期の拘禁刑が含まれる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	6月
イ 有期の拘禁刑において上限が規定されていない犯罪の容疑により逮捕され、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	4月
ウ 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合（ア又はイに該当する場合を除く。）	2月
(11)入札参加資格者等が、市発注契約について、落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたと認められるとき。	3月
(12)入札参加資格者等が市の職員が不適正な会計処理（預け（入札参加資格者に架空発注を行い、当該発注に係る代金を当該入札参加資格者に預けること）、差し替え（発注した物品と現実に	1月以上 3月以内

<p>納品された物品が異なること)などをいう。)を行っていることを知りながら当該行為に協力したとき。</p> <p>(13) 入札参加資格者等に極めて重大な反社会的行為があり、市発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>12月以内</p>
<p>(経営不振)</p> <p>14 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を申し立てたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者が会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続を申し立てたとき。</p>	<p>取引再開が確認されるまで</p> <p>破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで</p> <p>再生計画の認可決定の確定が確認されるまで</p> <p>更生手続開始決定の確定が確認されるまで</p>
<p>(暴力団又は暴力団員)</p> <p>15 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員であるとき。</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで （措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあっては、12月）</p> <p>改善されたと認められるまで （措置を決定し</p>

	<p>た日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)</p>
<p>(3) 入札参加資格者又はその役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)</p>
<p>(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)</p>
<p>(5) 前2号に掲げるもののほか、入札参加資格者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)</p>
<p>(6) 入札参加資格者が、市発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。</p>	<p>12月</p>

<p>(7) 入札参加資格者が、市発注契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、契約担当者が当該入札参加資格者に対し当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。</p> <p>(8) 入札参加資格者が、市発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</p>	<p>12月</p> <p>6月</p>
<p>(その他)</p> <p>16 市長が入札参加停止の措置が必要であると認めたとき。</p>	<p>市長が必要と認める期間</p>